

身体的拘束最小化推進体制加算に関する院内掲示

1. 当院の基本方針

当院では、原則として身体的拘束を行いません。患者様のQOL（生活の質）を尊重し、身体的・精神的な負担を軽減するため、安全な療養環境の整備やケアの工夫を行い、身体的拘束に頼らない医療・看護の提供を目指しています。

ただし、患者様ご自身や周囲の方の生命・身体に危険が及ぶ可能性が高く、他に代替手段がない「切迫性・非代替性・一時性」の3要件を満たす緊急やむを得ない場合に限り、医師の指示のもと、ご本人やご家族へ十分なご説明を行った上で、必要最小限の範囲および期間で実施することがあります。

2. 身体的拘束最小化のための当院の取り組み

- 多職種チームによるアプローチ** 医師、看護師、リハビリテーションスタッフ等の多職種で構成される「身体的拘束最小化チーム（委員会）」を設置し、拘束解除に向けたカンファレンスを定期的に行っています。
- 代替手段の検討と導入** 離床センサー等の見守り機器の活用、療養環境の調整、ケア方法の見直しなど、拘束を回避するための代替策を常に検討・実施しています。
- 職員への教育と啓発** 身体的拘束の弊害や最小化の意義、具体的なケア技術の向上を目的とした職員向け研修を定期的に開催しています。

3. 身体的拘束の実施状況

当院における身体的拘束の実施状況は以下の通りです。引き続き、拘束ゼロを目指して実施割合の低減に全力を尽くしてまいります。

年度（期間）	身体拘束の実施割合	備考
2026年度（2026年4月～6月）	0.6%	延算定日数 3,348日（うち、身体拘束の実施日数：20日）

●身体的拘束の実施割合（地域包括ケア病床）＝「直近3か月間の入院料算定日数のうち、身体的拘束を実施した日数 ÷ 直近3か月間の入院料算定日数」